

宮崎市工事検査技術基準

令和 8 年 3 月 31 日

(目的)

第 1 この基準は、宮崎市工事検査要綱第 5 条の規定に基づき、検査員が検査を行うに当たって必要な技術的基準を定め、もって検査の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 この基準は、宮崎市工事検査要綱第 3 条に定める完成検査、出来高検査、中間検査及び一部完成検査に適用するものとする。

(検査方法)

第 3 工事検査の方法は、原則として別表第 1 から別表第 7 に定めるところによるものとする。

(許容範囲)

第 4 工事検査において、合格として許容する出来形の範囲は、宮崎県環境森林部、農政水産部、県土整備部、宮崎市上下水道局水道部及び下水道部が各々定める出来形管理基準の規格値内とする。また、出来形管理基準に定めのない項目については、受発注者間の協議により定めた規格値によるものとする。

(検査の内容)

第 5 検査は、工事請負契約約款、仕様書及び設計書並びにその他関係書類に基づき、工事実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第 6 工事実施状況の検査は、工事請負契約等の履行状況について、施工計画書及び工事施工状況等の記録（工事打合せ記録又は工事写真等をいう。）と、図面、仕様書及び設計書等（以下「設計図書」という。）とを対比し、別表第 1 に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第 7 出来形の検査は、設計図書と実地の位置、出来形寸法等を比較して別表第 2 及び第 3 に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察及び施工管理の状況を示す資料、工事写真等により、当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、工事請負契約約款に定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第8 品質の検査は、設計図書と実地の観察、材料の品質証明書及び試験結果等を比較して別表第4及び第5に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察及び品質管理の状況を示す資料、工事写真等により、当該品質の適否を判断することが困難な場合は、工事請負契約約款に定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第9 出来ばえの検査は、仕上げの状態、とおり、納まりの程度及び外観について、目視又は観察により行うものとする。

(中間検査)

第10 中間検査は、別表第6に基づき行うものとする。

- 2 中間検査で確認した部分等については、施工状況から再度の確認が必要な場合を除き、完成検査時の確認を省略することができる。

(出来高検査)

第11 出来高検査は、工事の出来高に関する資料等と工事の進捗状況を対比し、支払対象部分の工事完了及び支払対象の搬入済みの工事材料又は製造工場等にある工場製品の確保がなされているかの確認を別表第7に基づき行うものとする。

(基準の特例)

第12 建築工事等については、この基準によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書又は建築物解体共通仕様書によるものとする。

(その他)

第13 この基準に定められてないものについては、関係JIS、示方書、管理基準又は指針等に準拠するものとする。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1

工事実施状況の検査

項目	関係書類	内容
(1)工事請負契約約款等の履行状況	工事請負契約約款、設計図書、関係法令に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・指示、承諾、協議事項等の処理内容 ・各種関係法令等に基づく届出書類 ・関係法令に基づく検査結果
(2)施工体制	施工体制台帳、施工体系図、施工計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な施工体制の確保状況
(3)工場製作状況	設計図書、施工計画書、製作図、完成図書、工場製作管理記録、試験成績書、協議書（打合せ記録簿）、製作写真、その他関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書の要求事項に対する機器製作の処理状況及び管理状況
(4)工事施工状況	設計図書、施工計画書、施工図、製作図、施工管理記録、試験成績書、段階確認書、協議書（打合せ記録簿）、工事写真、その他関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等と施工計画書の比較 ・工法、品質管理資料 ・施工に関する疑義の処理状況 ・不可視部分の写真撮影状況
(5)工程管理	実施工程表、出来高、工事日報、工事月報（工事履行報告）	<ul style="list-style-type: none"> ・工事管理状況、工事進捗状況
(6)安全対策	安全管理関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理状況 ・関係法令の遵守状況

別表第2

土木工事

出来形寸法検査基準

工 種		検査内容	検査密度 (適宜、起終点を追加する)		
共通	共通的工種	基礎工 (栗石、クラッシュ)均しコンクリート	幅、厚さ、延長、 基準高	延長 500m につき 1 箇所以上 ただし、500m 未満は 2 箇所	
		基礎工 (コンクリート)	基準高、幅、高さ、 延長	延長 200m につき 1 箇所以上 ただし、200m 未満は 2 箇所	
		基礎工 (既製杭、場所打杭、深 礎工、鋼管井筒)	基準高、根入長 偏心量、杭径	杭 5 本につき 1 箇所以上	
		矢板工	基準高、変位、 根入長、延長	延長 100m につき 1 箇所以上 ただし、100m 未満は 2 箇所	
		法 枠 工	延長管理	高さ、法長、間隔、 幅、枠延長	枠延長 500m につき 1 箇所以上 ただし、500m 未満は 2 箇所
			面積管理	厚さ、法長、延長	1000 m ² 以上に 1 箇所以上法面展開を測 定、1000 m ² 未満は 2 箇所
		法 面 工	吹付工 植生工	法長、延長	1000 m ² 以上に 1 箇所以上法面展開を測 定、1000 m ² 未満は 2 箇所
				厚さ	施工面積 1000 m ² につき 1 箇所以上を測 定。ただし、面積 200 m ² 以上 1000 m ² 未 満の場合は 2 箇所を測定し、200 m ² 未満 は管理データによることができる。 なお、吹付工は出来形管理孔 (備考 7) により測定し、□100 mm 孔 4 角の平均と する。
			山腹工 (植栽工を除く)	階段の切り付け 又は盛り立て、 区間長、杭間隔、 階段幅	仕上げは目視で判定し、その他は抽出 して実測し、出来形管理図と照合。柵工 にあっては抽出して杭間隔の実測
			石・ブロック積 (張) 工 プレキャスト擁壁工	基準高、法長、 厚さ、延長、勾配	延長 100m につき 1 箇所以上
			舗装工 (路盤工)	基準高、幅、厚さ、 延長	延長 200m につき 1 箇所以上 ただし、200m 未満は 2 箇所
		基準高、厚さ又は標高較差 (3次元モデルによる場合)	1 工事につき 1 断面 (3次元モデルによる場合)		

工 種		検査内容	検査密度 (適宜、起終点を追加する)	
共 通 的 工 種	舗装工 (表層)	幅、厚さ、横断勾配、平坦性、延長	幅及び横断勾配は、延長 200mにつき1箇所以上、200m未満は2箇所、厚さは、施工面積 5,000 m ² につき1箇所以上 ただし、5,000 m ² 未満は2箇所 なお、厚さは出来形管理用のコア(備考(7))により検査する。(橋面舗装工、オーバーレイ工の厚さはコア以外の管理資料によることができる)	
		基準高、厚さ又は標高較差 (3次元モデルによる場合)	1工事につき1断面 (3次元モデルによる場合)	
	地盤改良工	基準高、幅、厚さ、延長	延長 200mにつき1箇所以上 ただし、200m未満は2箇所	
		基準高、幅、厚さ、延長 (3次元モデルによる場合)	1工事につき1箇所 (3次元モデルによる場合)	
	土 工	基準高、幅、法長	延長 200mにつき1箇所以上 ただし、200m未満は2箇所	
		天端面・法面の設計との標高較差、 または水平較差 (3次元モデルによる場合)	1工事につき1断面 (3次元モデルによる場合)	
	水路工	現場 打開水路	基準高、幅、厚さ、 高さ、延長	延長 200mにつき1箇所以上 ただし、200m未満は2箇所
		二次製品大 型水路 鉄筋コンクリート 型水路	基準高、幅、厚さ、 高さ、延長	延長 200mにつき1箇所以上 ただし、200m未満は2箇所
		U字溝 U字フリューム パンチフリューム	基準高、延長	延長 500mにつき1箇所以上 ただし、500m未満は2箇所
	水路工	管水路	基準高、中心線のズレ、延長、ジョイント間隔、埋設深、基礎幅、基礎厚	延長 500mにつき1箇所以上 ただし、500m未満は2箇所 ズレ、間隔は適宜
		鉄筋加工・組立	形状、寸法、品質、 配置	段階確認及び出来形管理図表・写真 によって確認 現物検査のときは、検測(抽出検査を 可とする。)を行って確認

工 種		検査内容	検査密度 (適宜、起終点を追加する)
河 川	築堤護岸	基準高、幅、厚さ、 高さ、法長、延長	延長 200mにつき 1 箇所以上 ただし、200m未満は 2 箇所 箇所単位のもの適宜測定
	浚渫 (川)		
	樋門・樋管・水門	基準高、幅、厚さ、 高さ、延長	水門・樋門・樋管は本体部、呑口部 につき構造図の寸法表示箇所の任意 部分を適宜測定 函渠は同種構造物ごと 2 箇所以上
	頭首工 (本体)	基準高、幅、厚さ、 高さ、長さ	構造図の寸法表示箇所を適宜測定
	護床ブロック (異形ブロック)	基準高、面積	基準高については施工面積 500 m ² に つき 1 箇所 ただし 500 m ² 未満は 2 箇所
	ブロック製作工	各部寸法	規格ごとに 1 個以上を実測
海 岸	砂防ダム 治山ダム	基準高、幅、厚さ、 延長	構造図の寸法表示箇所の任意箇所
砂 防	流路工	基準高、幅、厚さ、 高さ、延長	延長 200mにつき 1 箇所以上 ただし、200m未満は 2 箇所
	斜面对策	基準高、幅、厚さ、 高さ、延長	延長 100mにつき 1 箇所以上
	集水井戸	偏心量	実測によって全本数確認
	集排水 ポーリング工	削孔位置、削孔深、 穿孔角度	段階確認記録、出来形管理図表、写 真及び実測により確認
	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイン ト間隔、堤長	5 ジョイントにつき 1 箇所以上
道 路	道路改良	基準高、幅、厚さ、 高さ、延長	延長 100mにつき 1 箇所以上 ただし、100m未満は 2 箇所
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、 高さ、支間 (スパン) 長、変位	スパン長は、各スパンごと その他は同種構造物ごとに 1 基以上 につき構造図の寸法表示箇所の任意 部分
	鋼橋上部	部材寸法、基準高、 支間長、中心間距離、 キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法 表示箇所の任意部分 その他は 5 径間未満は 2 箇所以上 5 径間以上は 2 径間につき 1 箇所以上

工 種		検査内容	検査密度 (適宜、起終点を追加する)	
道 路	コンクリート橋上部工	部材寸法、基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上	
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、両坑、深さ、間隔、延長	両坑口を含めて、延長100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は両坑口部を含めて3箇所以上)	
	林道土工	平面線形	角度及びI P間距離は全点、測点間距離は抽出し検測	
		縦断	起終点、勾配の変化点及び任意の測点を実測して設計図と照合	
横断		延長60m程度ごとに1箇所の割合で測点を実測して設計図と照合		
	敷砂利	延長200mにつき1箇所以上 ただし、200m未満は2箇所		
植 栽 工	植栽工	本数、間隔、植穴、苗規格、施肥	本数は全数、その他は抽出して実測	
農 地 整 備	農 地 造 成	耕土掘起	耕起深	約1haに1箇所以上
		テラス工 (階段工)	法勾配、幅、耕起幅、側溝幅、側溝高	延長約1,000mに1箇所以上
		道路工 (耕作道)	幅、側溝幅、側溝高、砂利厚	延長約1,000mに1箇所以上
		改良山成工	基準高、法勾配	基準高は1haに1箇所以上 法勾配は、1,000㎡に1箇所以上
	ほ 場 整 備	表土扱い	厚さ	全体筆数の1割程度の筆を抽出し、10a当たり1点以上をつぼ堀測
		基盤整地 田面整地 畑面整地	均平度、面勾配(指定)	全体筆数の1割程度の筆を抽出し、上流から下流に向かって3点の基準高を測定 全体筆数の1割程度の筆を抽出し、1勾配方向の両端部1対(2箇所)の基準高を測定
		畦畔工	高さ、幅、施工延長	延長約2,000mに1箇所以上 ただし、2,000m未満は2箇所

工 種		検査内容	検査密度 (適宜、起終点を追加する)
農 地 整 備	ほ 場	道路工(砂利道)	厚さ、幅、延長 幹線道路施工延長 500mにつき 1 箇所以上、 ただし、500 未満は 2 箇所 支線道路及び耕作道路は施工延長 1,000mにつき 1 箇所以上 ただし、1,000m 未満は 2 箇所
	整 備	暗渠排水 吸水渠工	間隔 面施工の場合は約 1 ha に 1 耕区抽出し、通気孔間隔を測定
		集水渠(支) 導水渠(幹)	布設深、施工延長 延長 500m に 1 箇所以上 ただし、500m 未満は 2 箇所
		畑かんがい (スプリンクラー)	埋設深、 設置間隔(定置式) 適宜測定
た め 池	堤体工	基準高、堤幅、法長、 施工延長	線的なものは約 20m につき 1 箇所 測定ただし、20m 未満は 2 箇所
	洪水吐	基準高、幅、長さ、 高さ、中心線のズレ、 スパン長、施工延長	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長 1 スパンにつき 1 箇所の割合で測定(1 スパン 9m とした) 箇所的なものは、適宜構造図の寸法表示箇所測定
	樋管	基準高、幅、長さ、 高さ、中心線のズレ、 施工延長	基準高、幅、厚さ、高さ、中心のズレについては施工延長 10m につき 1 箇所の割合で測定。ジョイント間隔については、1 本毎に測定。箇所的なものは適宜構造図の寸法表示箇所を測定。
そ の 他	その他構造物	工種に応じ、基準高、 幅、厚さ、高さ、深さ、 法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜測定
上 水 道	管工事	延長、埋設深、 弁栓類、継手	出来形管理図表、竣工図、工事写真、 段階確認書、出来形管理図表、実測 等により確認 導・送・配水管設計技術指針
下 水 道	管渠布設工事、MH 築造工 事、柵及び取付管布設工 事、管渠更生工事	基準高、縦断勾配、 管渠中心線 更生管厚、 更生管内径	出来形管理図表、完工図、工事写真、 段階確認書、出来形管理図表、実測 等により確認 管渠更生工法における設計・施工管理 ガイドライン(最新版)
公 園	遊具施設	施設配置(動線)、 安全領域、衝撃吸収 性能、遊具の構造	都市公園における遊具の安全確保に 関する指針(最新版)

別表第3

建築工事等の出来形検査留意事項

工種・項目		検査内容	検査方法等
形状・寸法	基本要品質	所定の位置・形状・寸法等	出来形管理記録 計測写真 現場実測
	竣工図、承諾図、製作	作成・承諾状況	設計図書との照合
	躯体工事	各部材の位置 主要な柱・梁・壁の断面寸法 主要なスラブの厚さ 主要な基礎・基礎梁の断面寸法	計測写真 現場実測
	土工事 地業工事 鉄筋工事 コンクリート工事 鉄骨工事 コンクリートブロック、ALCパネル、押出成形 セメント板工事 防水工事 石工事・タイル工事 木工事 屋根・とい工事 金属工事 左官工事 建具工事 カーテンウォール工事 塗装工事 内装工事 ユニットその他工事 排水・舗装工事 植栽工事 外壁改修工事 防水改修工事 解体工事 電気設備工事（機器・ライフライン等） 機械設備工事（機器・ライフライン等）	本数 箇所 径 長さ 厚さ 高さ 深さ 基準高 延長 面積 幅 塗布量（使用量） 支持間隔 勾配 等 8	施工報告書 主要資材発注一覧表及び工事 材料搬入報告書 現場実測図・集計表 施工数量調査票 使用量計算表 施工写真 搬入・空缶写真 現場実測 出来形管理記録
性能・機能	基本要品質	所定の材料 所要の強度・仕上り 状態等 所要の性能・機能	材料規格証明書 製品検査・工場試験記録 出荷証明書 一工程の施工確認報告書 自主（受入）検査報告書

備考（別表第2、別表第3）

- (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、特別な理由により実地において検査できない場合は、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書、3次元モデル、又はウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信により検査することができる。（土木工事のみ）
なお、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信により検査を実施する場合は、「宮崎市遠隔臨場試行要領【土木】」に準じて行うものとする。
- (2) 検査箇所は、原則、検査員の指示による。
- (3) 現場の施工状況、工事規模から必要に応じて、検査項目の追加及び省略ができる。
- (4) 施工延長とは、施工延べ延長をいう。（地方整備局土木工事検査基準）
- (5) 「宮崎市工事検査技術基準」に定められた検査密度以上を原則とし、かつ偏りのないよう検査箇所を選定する。「宮崎市工事検査技術基準」に記載されていない工種の検査頻度は、工事内容及び検査項目等を考慮し選定するが、概ね出来形管理基準の管理頻度の20%程度実施するものとする。
- (6) ICT活用工事の実地検査は『3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領（案）』（令和5年3月国土交通省）「6-2 出来形計測に係わる実地検査」による。
- (7) 吹付工の「厚さ」の出来形管理孔並びに舗装工（表層）の出来形管理用コアは、検査時の計測で使用することから、出来形管理測定箇所の選定にさいしては受発注者間で十分協議し、測定箇所を施工計画書に明記するものとする。
また、吹付工における出来形管理孔の埋戻しは、原則として検査完了後に行うものとする。

別表第 4

品質検査基準

工 種		検査内容	検査方法	
共通	材料	品質及び形状は、設計図書等と対比して適切か	観察又は品質証明書（場合により実測）により検査する。	
	基礎工	(1)支持力は、設計図書等と対比して適切か	主に、施工管理記録及び観察（場合により実測）により検査する。	
		(2)基礎の位置、上部との接合等は適切か		
	土工	(1)土質、岩質は、設計図書等と一致しているか		
		(2)支持力又は密度は設計図書等と対比して適切か		
	無筋、鉄筋 コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策等は、設計図書等と対比して適切か		
構造物の機能	構造物又は付属施設等の性能は設計図書等と対比して適切か	主に、実際に操作し検査する		
道路	舗装	路盤工	(1)路盤材量の合成粒度は、設計図書と対比して適切か	主に、施工管理記録及び観察（場合により実測）により検査する。
			(2)支持力又は締固め密度は、設計図書と対比して適切か	
	アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書等と対比して適切か	主に、既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料（場合により実測）により検査する。	
土羽	土羽工	土羽土の品質、締固め	目視又は必要に応じて彫り上げて確認する。	
鋼製構造物	鋼製構造物 (橋梁、ダム類、 防止柵等)	(1)鋼材の品質	品質証明書、試験結果その他計算資料等で確認する。	
		(2)ボルトの締付け	ボルト全数の5%以上を抽出して締付け状況を確認する。 (製作工場における検査を含む)	
上水道	管工事	(1)弁栓類	目視	
		(2)継手類のボルトの締付け	工事写真及び提出資料により確認する。	

工 種		検査内容	検査方法
下 水 道	管渠工、 MH 設置工、 柵設置工、管更生	(1)本管管口、MH 蓋、汚水柵	目視
		(2)管更生	目視（本管管口）、工事写真、 品質証明書、出荷証明書、 試験報告書、チャート紙
公 園	遊具施設	年齢表示シール、SP 製造表示 ラベル、全体の利用案内図	目視、触診、聴診等による安 全確認 全体の構造及び細部の構造 の動きに対応した動作確認

別表第 5

建築工事等の品質検査留意事項

工種・項目	検査内容	検査方法等
基本要 求品質	所定の材料 所要の強度・仕上がり状態等	設計図書との照合
	材料	所定のもの 材料規格証明書 出荷証明書
	製品・機材	所要の性能・機能 製作図・承諾図 製造所試験成績書
	仕上がり状態	所要の状態 現場観察
	取付状態	所要の状態 現場観察
	強度・構造耐力 等	所要の強度等 試験・検査結果記録
	耐久性・耐火性 等	所要の耐久性等 製造所試験成績書
	防水性・断熱性 等	所要の防水性等 製造所試験成績書
品質管理	品質計画による品質管理状況	工種別施工計画書 施工報告書 試験・検査結果記録 工事写真
施 工	施工順序・養生期間 均一な施工 確実な施工 不可視部分	工事写真 現場観察
作動状況	現場計測 作動確認	試験運転記録 現場観察

別表第 6

中間検査留意事項

検査項目		検査内容
施工状況		1. 書類、その他資料などの整理状況、関係法規等の遵守状況 2. 施工計画書、工事記録と工事内容との適合に関する こと 3. 施工、品質及び出来形管理に関すること 4. 施工体制に関すること 5. 工程管理に関すること 6. 安全管理に関すること
出来形、品質及 び出来ばえ	出来形	形状及び寸法が設計図書等の条件との適合に関すること
	品 質	性能等の水準に関すること
	出来ばえ	外観、仕上り及び細部の取合いに関すること

中間検査の対象及び時期については、中間検査実施要領による。また、契約課技術検査室が必要と認める場合においても中間検査を行うものとする。

別表第7

出来高検査の内容

1 一般確認事項

- 1) 監督職員があらかじめ作成した出来高設計図書に計上された工事完了の確認は、次の項目により実地に検査を行う。
- 2) 現場に搬入された材料については約款13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払いの対象とすることを指定した物に限る。

項 目	検査内容	検査方法
(1) 工事の進捗状況	○出来高数量の確認 ○現場に搬入された材料の数量の確認	・契約書等の履行状況を確認 ・設計図書、施工計画書、製作図、施工管理記録、試験成績書、工事写真、出来形管理表及び出来形図、その他関係書類により、出来高計上の数量えお現地確認 ・当該搬入材料の「納品書」、「納品数量表」により、材料の数量を現地確認
(2) 出来形	○設計図書に定める形状、寸法等の確認	・出来形管理表及び出来形図により目視及び実測で確認
(3) 品 質	○施工品質や使用材料の品質の確認	・施工管理品質証明書、材料品質証明書、試験成績表等により確認

2 製造工場等にある工場製品の確認事項

1) 監督職員があらかじめ作成した出来高設計図書に計上された工事完了の確認は、次の項目について検査を机上により行うことができる。

2) 受発注者協議により情報共有システムの遠隔臨場を使用することができる。

3) 特記仕様書に部分払いの対象として、明記された製品に限る。

項 目	検査内容	検査方法
(1) 工場製品の確保	○出来高数量の確認 ○保管状況の確認	・設計図書、施工計画書、設計図、工場製作管理記録、試験成績書、製作写真、その他関係書類により、出来高計上の製品数量を確認 ※なお、写真により数量の確認が出来にくい場合は、監督職員が実地により数量等の確認検査を行ったことがわかる写真により確認 ・当該工場製品の確保ができているかを「保管請書」及び「保管場所・保管状況が分かる写真」により確認
(2) 出来形	○設計図書に定める形状、寸法等の確認	・工場検査記録、出来形管理表及び出来形図、製品寸法の実測写真により確認
(3) 品 質	○設計図書に定める機能・性能の確認	・工場製作管理記録、試験成績書により確認